

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○保安林の指定施業要件の変更予定……………一

……………(産業労働局農林水産部森林課)……………一

○東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例による適正化区域及び重点適正化区域の指定……………二

……………(建設局河川部指導調整課)……………二

告示(公)

○銃砲刀剣類所持等取締法による行政処分についての公開の聴聞……………三

告示(下水)

○下水を排除及び処理すべき区域等(二件)……………三

公 告

○開発行為に関する工事完了……………四

……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………四

雑 報

○東京都職員共済組合組合会互選議員補欠選挙……………四

……………(東京都職員共済組合)……………四

○全国自治宝くじの発売(二件)……………五

……………(全国自治宝くじ事務協議会)……………五

正 誤

○平成十八年八月二十八日付東京都告示第十二百四

十二号……………六

告 示

●東京都告示第五百五十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十月二十三日

東京都知事 外 添 要 一

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

あきる野市戸倉字盆堀谷二四一〇番一から三まで・二

四一五番一及び四(以上五筆について、次の図に示す部分に限る。)、二四一〇番四、二四二一番一から四まで、

二四二二番一から八まで、二四二五番二及び三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面

及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八王子市裏高尾町一〇九二番イ、同番ロ一及び二、一

一六五番イ、同番ロ一及び二、一一六六番、一一九一番

一、一二〇七番及び一二〇八番

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産

業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に

供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西多摩郡奥多摩町棚澤字舟井戸一〇五番ロ、水川字

曲り尾六四二番、字逆川六四四番一(次の図に示す部分

に限る。)、六四三番、六四四番二から一まで、字長

澤六四四番、字山伏谷六五〇番、字北野沢六五一番、字

細倉谷六五二番一及び二、字東川乗六〇五番一から五ま

で、六〇六番一及び二、六〇七番一から八まで、六〇八番一から三まで、六〇九番一から四まで

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示千五百五十二号

東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例(平成十四年東京都条例第九十八号)第七條第一項及び第八條第一項に規定する適正化区域及び重点適正化区域を平成二十七年十一月一日から次のとおり指定する。

平成二十七年十月二十三日

東京都知事 舩 添 要 一

一 適正化区域

一級河川荒川水系堅川(別図のとおり)

上流端 一級河川大横川との交点(墨田区立川四丁目七番十三地先)

二 重点適正化区域

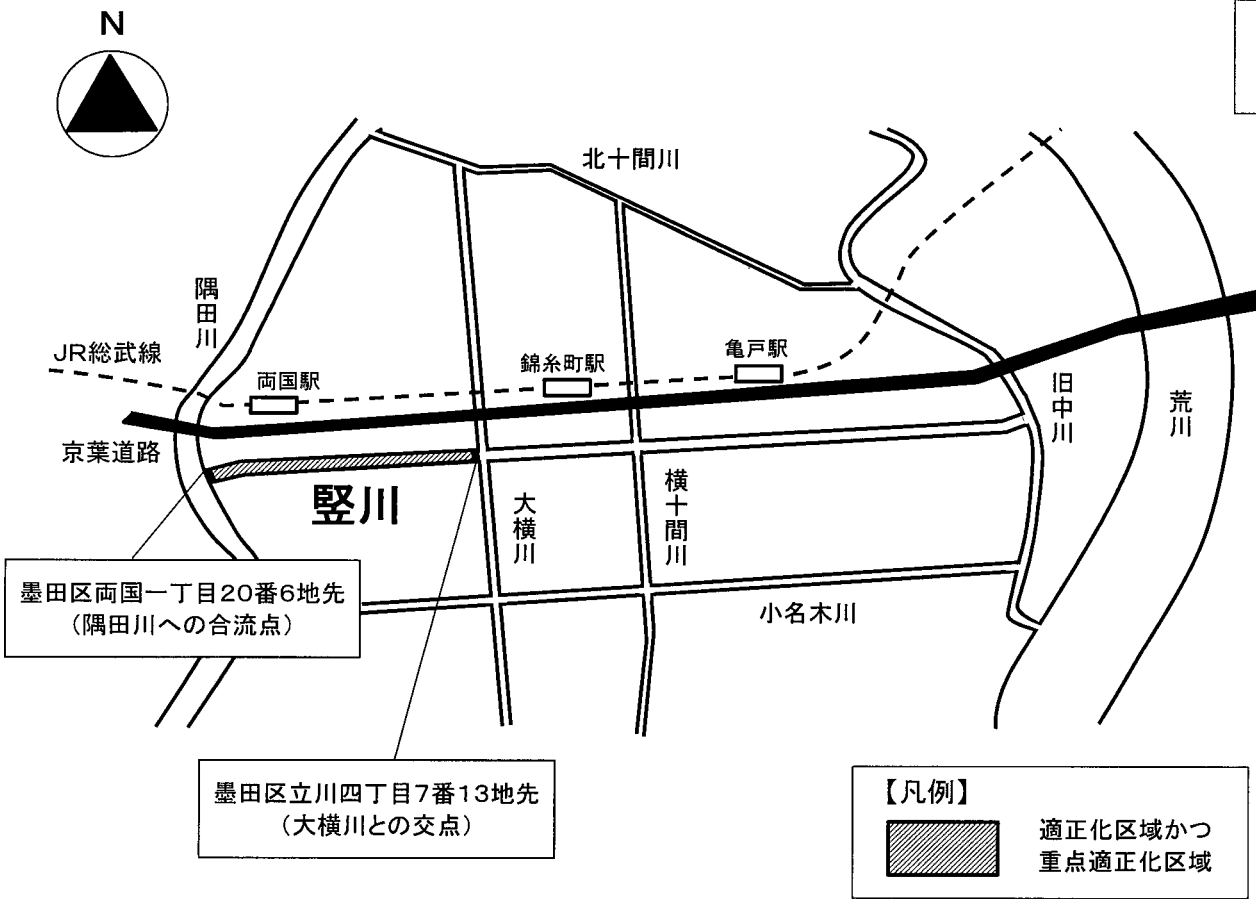
一級河川荒川水系堅川(別図のとおり)

上流端 一級河川大横川との交点(墨田区立川四丁目七番十三地先)

下流端 一級河川隅田川への合流点(墨田区両国一丁目二十番六地先)

下流端 一級河川隅田川への合流点(墨田区両国一丁目二十番六地先)

別
図



告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第350号

銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号。以下「法」という。) 第11条第1項の規定による行政処分について、行政手続法 (平成5年法律第88号) 第13条第1項及び法第12条第3項の規定に基づき公開による聴聞を次により行う。

平成27年10月23日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

記

1 日時

平成27年11月2日 (月曜日) 午前9時30分開始

2 場所

千代田区霞が関二丁目1番1号

警視庁本部内 東京都公安委員会聴聞会場

3 被聴聞者の住所及び氏名

荒川区南千住六丁目45番38-802号

浅川 治美

告 示 (下水)

●東京都下水道局告示第八号

下水道法 (昭和三十三年法律第七十九号) 第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、南部下水道事務所内において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二十三日

東京都下水道局長 石原清次

一 供用及び処理開始年月日 平成二十七年十月三十一日

二 下水を排除及び処理すべき区域 別表(汚水)及び別表(雨水)の掲げる区域の地先

三 排水施設の位置 別表(汚水)及び別表(雨水)に掲げる区域の地先

四 分流式又は合流式の別 分流式

五 終末処理場の位置及び名称 大田区大森南五丁目二番二十五号 森ヶ崎水再生センター

別表(汚水)

区名 町名 街区符号又は地番

世田谷区 玉川一丁目 十四番から十六番まで

同区 玉川二丁目 二十一番

別表(雨水)

区名 町名 街区符号又は地番

世田谷区 玉川一丁目 十四番から十六番まで

同区 玉川二丁目 二十一番

●東京都下水道局告示第九号

下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水(雨水)を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、南部下水道事務所において一般の縦覧

に供する。

平成二十七年十月二十三日

東京都下水道局長 石原清次

一 供用及び処理開始年月日 平成二十七年十月三十一日

二 下水(雨水)を排除及び処理すべき区域 別表のとおり

三 排水施設の位置 別表に掲げる区域の地先

四 分流式又は合流式の別 分流式

五 終末処理場の位置及び名称 大田区大森南五丁目二番二十五号 森ヶ崎水再生センター

別表

区名 町名 街区符号又は地番

世田谷区 上野毛二丁目 二十八番 二十三番

同区 玉川一丁目 十四番から十六番及び二十番

同区 玉川二丁目 二番、二十番及び二十一番

同区 玉川二丁目 二番、二十番及び二十一番及び二十二番から二十四番まで

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年十月二十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 住所及び氏名

西東京市芝久保町三丁目千九百七十二番三及び千九百七十号 新宿区西新宿三丁目二番七号 株式会社松家不動産 代表取締役 宗像 傳

西東京市芝久保町二丁目千四百九十一番イ 武蔵野市吉祥寺北町一丁目二十九番一号 兼六土地建物株式会社 代表取締役 鍵市 恒成

調布市深大寺北町一丁目二十五番二、同番十八から同番二十まで及び三十三番十四 杉並区阿佐谷南三丁目三十五番二十一号 株式会社細田工務店 代表取締役 阿部 憲一

雑 報

東京都職員共済組合会互選議員補欠選挙について

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第九条第二項並びに東京都職員共済組合法定款(昭和三十三年十二月一日公告)第九条及び第十八条の規定に基づき、東京都職員共済組合会互選議員補欠選挙を次のとおり執行する。

平成二十七年十月二十三日

東京都職員共済組合

理事長 秋山 俊行

一 選挙の日時 平成二十七年十一月十三日 午前九時から午後三時まで

二 開票の日時 平成二十七年十一月十三日 午後五時から

三 投開票所

東京都職員共済組合組合会互選議員
補欠選挙執行要領において定める場
所

四 立候補届出期間

平成二十七年十月二十六日から同月
三十日まで

五 選挙区・選挙長・立候補受付場所等

選挙区 選挙 選挙す
選 長 立候補
べき議
員の数 受付場所

第三区 東京都総務局総務部長
小暮 実 一 東京都職
員共済組
合事務局
管理部総
務課

全国自治宝くじ事務協議会告示第百五十六号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成二十七年十月二十三日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 舛添 要一

一 名称 第六百八十八回全国自治宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 五億四千万枚 千六百二十億円
(六十億円を一単位(一ユニット)として二十七単位
(二十七ユニット)。ただし、状況によりユニット単
位で増減する場合がある。)

四 証券金額 一枚三百円
五 証券型式 開封式
六 発売期間 平成二十七年十一月二十五日から同年十二月二十二日
まで

七 抽せん期日 平成二十七年十二月三十一日
八 当せん金支払開始期日 平成二十八年一月五日

九 当せん金の額及び当せんの数
等級 当せん金 当せん本数
一等 七億円 一本
一等の前後賞 一億五千万円 二本
一等の組違い賞 十億円 百九十九本

二等 一千万円 二十本
三等 百万円 二百本
四等 五万円 二千本
五等 三千元 二十万本
六等 三百円 二百万本
70周年記念賞 七十万円 四百本

計 二百二十万二千八百二十二本

備考 一等の当せん金の額については、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四百四十四号)第五条第二項ただし書に基づき総務大臣の指定を受けている。
当せん本数は、発売額六十億円に対するものである。

十 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第百五十七号
当せん金付証券を次のとおり発売する。

平成二十七年十月二十三日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 舩添 要一

第六百八十九回全国自治宝くじ

一 名称
二 受託銀行等の名称及び所在地
三 発売の数及び総額

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
一億九千万枚 五百七十億円
(三十億円を一単位(一ユニット)として十九単位(十九ユニット)。ただし、状況によりユニット単位で増減する場合がある。)

一枚三百円

開封式

平成二十七年十一月二十五日から同年十二月二十二日まで

平成二十七年十二月三十一日

平成二十八年一月五日

七 抽せん期日
八 当せん金支払開始期日
九 当せん金の額及び当せん金の等級

当せん本数

一等 七千万円 十本
二等 百万円 百本
三等 五千万円 二千本
四等 三千万円 十万本
五等 三百円 百万本

計 百十万二千百十本

備考

当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

正 誤

○平成十八年八月二十八日付東京都告示第千二百四十二号
四ページの別図を次のように訂正する。

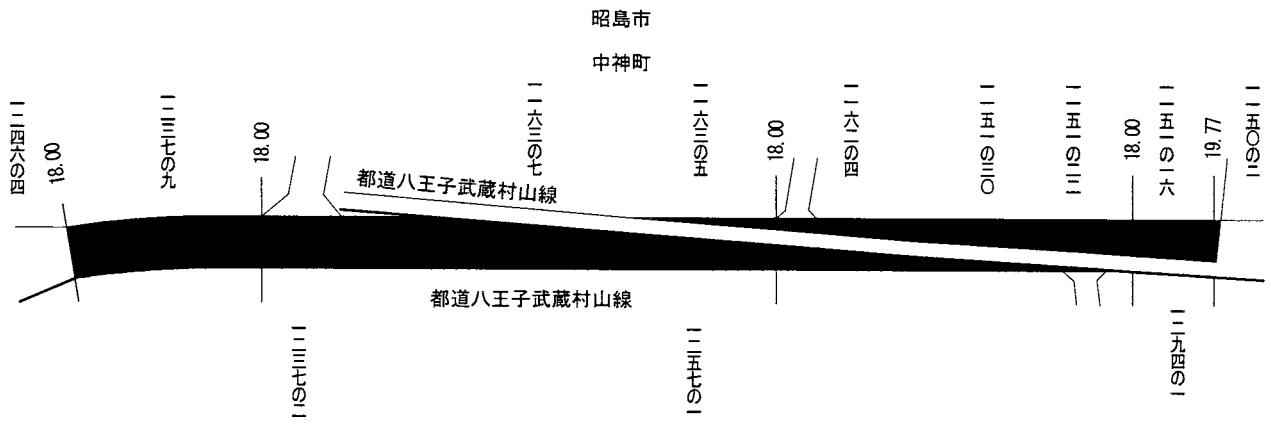
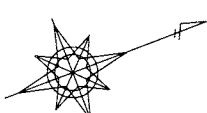
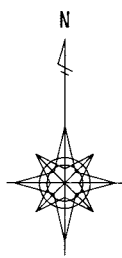
別図

都道八王子武蔵村山線区域変更略図
昭島市中神町地内

編入区域
市道
都道

面積
延長
五、四〇〇・三三メートル
九二七・五三平方メートル

区域変更箇所



発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001



リサイクル適性

この用紙は、再生紙のうえ
 リサイクルできます。